



報道関係者 各位

平成30年2月23日

【照会先】

栃木労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 高橋 拓

指導係 折原 省吾

(電話) 028-633-2795 (FAX) 028-637-5998

「子育てサポート企業」として株式会社ケーヒンを認定！

～ 3回目のくるみん ～

栃木労働局（局長 しろかね としき 白兼 俊貴）では、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として、平成30年2月16日に株式会社ケーヒン（高根沢町、代表取締役社長 横田 千年）を認定しました。株式会社ケーヒンの認定は3回目となります。



(認定を受けた企業が使用できます)

くるみん認定通知書交付式 (撮影可)

日時：平成30年3月1日(木) 10時より

場所：栃木労働局 局長室

(宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎4階)

☆当日の取材をお願いします。

株式会社ケーヒン (3回目)

行動計画期間

平成27年4月1日～平成29年3月31日

取組内容

- ① 小学3年生までの子育てをする女性従業員を対象に、仕事と育児の両立についての意見交換会を開催するとともに、イントラネットに育児支援ガイドブックを掲載し情報を共有した。
- ② 男性の育児休業の取得推進のため、育児に係わる各制度の利用推進やアドバイスなどを行った結果、行動計画期間中の男性の育児休業取得増加に繋がった。

<参考資料>

参考1 次世代育成支援対策推進法（抄）

参考2 栃木県内の認定状況等

参考3 一般事業主行動計画を策定し、くるみん認定 プラチナくるみん認定を目指しましょう！！！！

次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号) (抄)

(一般事業主行動計画の策定等)

第十二条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。)を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

4 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

第十二条の二 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前条第六項の規定は、同条第一項に規定する一般事業主が第一項の規定による措置を講じない場合について準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第十三条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十四条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第一五条の四第一項において「広告等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示

を付してはならない。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第十五条の二 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該認定一般事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画（その計画期間の末日が、当該認定一般事業主が第十三条の認定を受けた日以後であるものに限る。）を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したこと、当該認定一般事業主の次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第十五条の三 前条の認定を受けた認定一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第十二条第一項及び第四項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、次世代育成支援対策の実施の状況を公表しなければならない。

3 特例認定一般事業主が前項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該特例認定一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該公表をすべきことを勧告することができる。

（特例認定一般事業主の表示等）

第十五条の四 特例認定一般事業主は、広告等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十四条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

次世代法に基づく認定企業名一覧（栃木労働局管内）

平成30年2月16日現在

☆くるみん認定企業数 22社

☆プラチナくるみん認定企業 1社

●…認定2回目

■…認定3回目

◆…認定4回目

（プラチナくるみん認定企業）

<2015年認定>

	企業名	所在地（市町名）
1	シーデーピージャパン株式会社	宇都宮市

（くるみん認定企業）

<2007年認定>

	企業名	所在地（市町名）
1	東芝メディカルシステムズ株式会社	大田原市
2	株式会社ケーヒン（東京局にて認定）	塩谷郡高根沢町

<2008年認定>

	企業名	所在地（市町名）
1	株式会社カワチ薬品	小山市

<2009年認定>

	企業名	所在地（市町名）
1	ホンダエンジニアリング株式会社	芳賀郡芳賀町
2	ソニーケミカル&インフォメーションデバイス株式会社 （現在：デクセリアルズ株式会社）	鹿沼市

<2010年認定>

	企業名	所在地（市町名）
1	とちぎコープ生活協同組合	宇都宮市
2	シーデーピージャパン株式会社	宇都宮市
3	株式会社アイ電子工業	大田原市
4●	東芝メディカルシステムズ株式会社	大田原市
5	持田製薬工場株式会社	大田原市

<2011年認定>

	企業名	所在地（市町名）
1	晋豊建設株式会社	宇都宮市

2●	株式会社カワチ薬品	小山市
3	船山建設工業株式会社	さくら市
4●	株式会社ケーヒン(東京局にて認定)	塩谷郡高根沢町

<2012年認定>

	企 業 名	所在地(市町名)
1	株式会社日本クリエート	栃木市

<2013年認定>

	企 業 名	所在地(市町名)
1	和田工業株式会社	宇都宮市
2	株式会社東武宇都宮百貨店	宇都宮市
3●	とちぎコープ生活協同組合	宇都宮市

<2014年認定>

	企 業 名	所在地(市町名)
1●	持田製薬工場株式会社	大田原市
2	ピジョン真中株式会社	栃木市
3■	株式会社カワチ薬品	小山市

<2015年認定>

	企 業 名	所在地(市町名)
1●	晋豊建設株式会社	宇都宮市
2	北関東総合警備保障株式会社	宇都宮市
3	株式会社足利銀行	宇都宮市
4	パナソニックエコソリューションズ住宅設備株式会社	真岡市

<2016年認定>

	企 業 名	所在地(市町名)
1■	東芝メディカルシステムズ株式会社	大田原市
2	株式会社コジマ	宇都宮市
3	ケーブルテレビ株式会社	栃木市
4■	持田製薬工場株式会社	大田原市
5◆	株式会社カワチ薬品	小山市

<2017年認定>

	企 業 名	所在地(市町名)
1	ギガフォトン株式会社	小山市
2●	北関東総合警備保障株式会社	宇都宮市

3	ハイビック株式会社	小山市
---	-----------	-----

<2018年認定>

	企 業 名	
1 ■	株式会社ケーヒン	塩谷郡高根沢町

次世代育成支援対策推進法に基づく

一般事業主行動計画を策定し、



くるみん認定



プラチナくるみん認定

を目指しましょう !!!



平成29年4月より、認定基準・認定マークが改正されました



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省・都道府県労働局

目 次

TOPICS くるみん認定・プラチナくるみん認定の 認定基準・認定マークが改正されました	1
■次世代育成支援対策推進法とは／一般事業主行動計画とは	2
■行動計画策定→実施→くるみん認定→プラチナくるみん認定の流れ	3
■行動計画を策定する	4
[くるみん認定について]	
■くるみん認定とは／認定基準	9
■くるみん認定の申請手続き	15
[プラチナくるみん認定について]	
■プラチナくるみん認定とは	16
■特例認定基準	17
■プラチナくるみん認定の申請手続き	21
[次世代育成支援対策の実施状況の公表について]	
■公表事項	22
[認定等の取消しについて]	
■くるみん認定・プラチナくるみん認定の取消しについて	25
[くるみん税制について]	
■税制優遇措置について	27
[公共調達について]	
■くるみん認定企業やプラチナくるみん認定企業が公共調達で有利になります	29
[よくある質問]	30
[様式集]	
一般事業主行動計画策定・変更届 記入例	32
基準適合一般事業主認定申請書 記入例 (くるみん認定申請書)	34
基準適合認定一般事業主認定申請書 記入例 (プラチナくるみん認定申請書)	39
特例認定一般事業主における次世代育成支援対策実施状況 記入例 (プラチナくるみん認定企業の次世代育成支援対策実施状況)	45
次世代育成支援対策推進法(抄)	50
次世代育成支援対策推進法施行規則(抄)	51
行動計画策定指針(抄)	55

くるみん認定・プラチナくるみん認定の認定基準等が改正されました！

【改正のポイント】

① 法定時間外労働時間等の実績にかかる基準が新しくなりました

くるみん認定・プラチナくるみん認定ともに

①フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満

②月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がゼロ

の2つの基準を満たす必要があります。

※「フルタイムの労働者等」とは短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第2条に規定する短時間労働者を除く、全ての労働者をいいます。

② くるみん認定の男性育児取得率の認定基準が「7%以上」になりました

企業の子育てサポートには男性の育児を支援することが重要であることから、くるみん認定の男性の育児休業取得率は従来の「1人以上」から「7%以上」と、より高い基準となりました。

※平成29年4月1日～平成31年3月31日までの申請は従来の「1人以上」でも基準を満たします。

※平成29年4月1日～平成31年3月31日の間に男性の育児休業取得者が1人以上で認定された場合は旧マークの付与となります。

③ くるみん認定について育児目的休暇取得等でも基準を満たすことができるようになりました

男性による育児の促進に関する取組を評価するため、くるみん認定については、「企業が講ずる育児を目的とした休暇制度の取得率15%以上」かつ「育児休業取得者1人以上」の場合も基準を満たすことができるようになりました。

④ プラチナくるみんの公表事項に、労働時間数の実績が追加されました

プラチナくるみん認定については、

①フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の各月の平均時間

②月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者の数が、公表事項に追加されました。

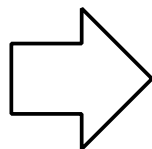
くるみんマークのデザインが新しくなりました！

認定基準等の見直しに合わせて、くるみんマークが新しくなりました。新しいマークは、平成29年4月1日以降に認定申請し、新基準を全て満たして認定された場合に付与されます。

※これまで付与された旧マークも、引き続き使えます。



旧「くるみん」



新「くるみん」

新しいマークは上部に最新の認定年を記載し、いつ認定を取得した企業か、一目で分かるようになりました。

また、星の数は、これまで認定を受けた回数を表しています。実際に付与されるマークは、認定を受けた回数に応じて星の数が変わります。

■次世代育成支援対策推進法とは

「次世代育成支援対策推進法」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成17年4月1日から施行されています。この法律は平成26年度末までの時限立法でありましたが、法改正により法律の有効期限が平成37年3月31日まで10年間延長されました。（平成26年4月23日施行）

企業が取り組むこと

○この法律において、企業は、労働者の仕事と子育てに関する「一般事業主行動計画」（下記参照）を策定することとなっており、**常時雇用する労働者が101人以上の企業**は、この行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ることが**義務**とされています。（100人以下の企業は努力義務）

認定・特例認定を申請できます

○企業の自発的な次世代育成支援に関する取組を促すため、行動計画に定めた目標を達成したなどの一定の基準を満たした企業は、申請することにより、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。さらに、認定を受けた企業が、より高い水準の取組を行い一定の基準を満たすと、特例認定（プラチナくるみん認定）を受けることができます。

認定・特例認定を受けると

○認定、特例認定を受けた企業は、子育てサポート企業としてそれぞれ「認定マーク（愛称：くるみん）」、「特例認定マーク（愛称：プラチナくるみん）」を商品、広告、求人広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRすることができ、この結果、企業イメージの向上や、優秀な労働者の採用・定着を図ることができます。

※特例認定後は、行動計画の策定・届出義務が免除される代わりに、「次世代育成支援対策の実施状況」について毎年少なくとも1回、公表を行う必要があります。

○認定・特例認定を受けた企業には、税制優遇措置（くるみん税制）や、公共調達による加点評価があります。

■一般事業主行動計画とは

企業が次世代法に基づき、労働者の仕事と子育ての両立を図るために策定する計画のことです。

行動計画に書くべきこと

○企業は、労働者の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、行動計画に以下の内容を定めます。

①計画期間 ②目標 ③目標を達成するための対策の内容と実施時期

行動計画を策定したら

○常時雇用する労働者が101人以上の企業には、行動計画を策定・届け出るとともに、一般への**公表**、**労働者への周知**が**義務**付けられています。（100人以下の企業は努力義務）

常時雇用する労働者とは

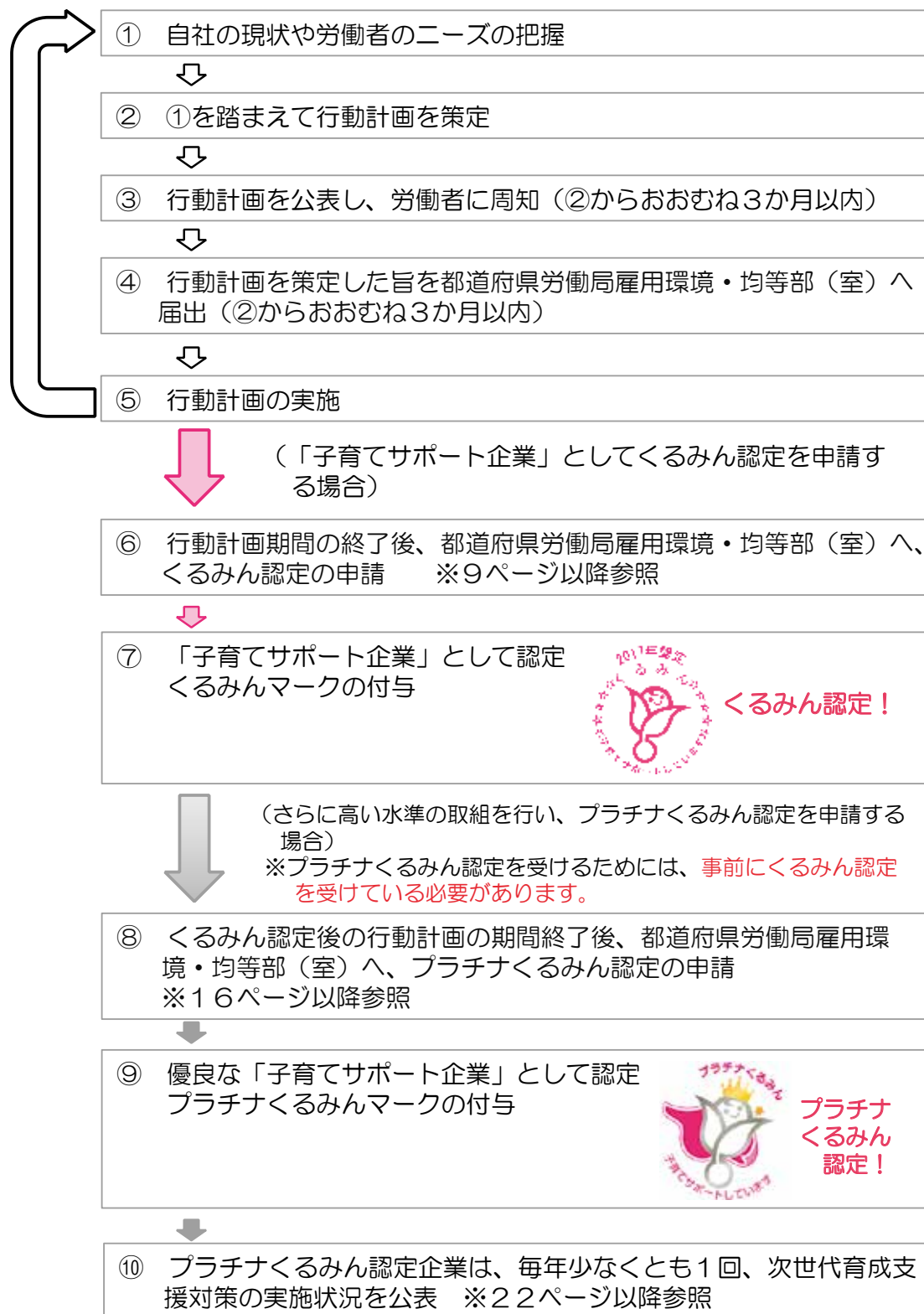
正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、以下の①または②のいずれかに該当する労働者を指します。

①期間の定めなく雇用されている者

②過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者または雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者（一定の期間を定めて雇用されている者または日々雇用される者であってその雇用期間が反復更新されて、事実上①と同等と認められる者）

■行動計画策定→実施→くるみん認定→プラチナくるみん認定の流れ

○行動計画の策定から実施、くるみん認定、プラチナくるみん認定の流れは、以下の①～⑩のとおりです。



■行動計画を策定する

ステップ1 自社の現状や労働者のニーズを把握しましょう

- 行動計画が企業の実情に即したものとなるように、仕事と子育ての両立にあたって障害となっている事項や、労働者のニーズを把握しましょう。
- 例えば、過去5年程度をさかのぼって、以下のような事項を調べてみましょう。自社の課題が見えてくるはずです。
 - ・妊娠・出産を機に退職する労働者がどれくらいいるか。
 - ・子育て中の労働者がどれくらいいるか。
 - ・育児休業、子の看護休暇、育児のための柔軟な働き方などの、性別や年齢別の利用者数はどうなっているのか。平均的な利用期間はどのくらいか。休業者が行っていた業務は、どのように処理されているか。
 - ・平均してどのくらいの法定時間外労働をしているか。
- また、労働者のニーズを把握するにあたっては、以下のような項目を調べてみましょう。
 - ① ワーク・ライフ・バランス支援制度の認知度、利用意向
 - ② 現在の支援制度に対する満足度
 - ③ 仕事と子育ての両立で苦労している点
 - ④ 労働時間の短縮や年次有給休暇の取得への希望
 - ⑤ 今後、会社で検討・実施してほしい支援制度 など

ステップ2 ステップ1を踏まえて行動計画を策定しましょう

- 課題に優先順位をつける
ある程度課題が見えてきたら、各課題に優先順位をつけます。雇用環境の改善には一定の期間を要します。経営層の判断も仰ぎながら、優先順位を決定することも必要となるでしょう。
- 計画期間を決める
計画の期間は、各企業の実情を踏まえて設定しましょう。
- 目標を決める
次に、子育て支援のための行動計画として盛り込むのにふさわしい目標を決定します。現状分析により得られた情報から、次ページに示した行動計画策定指針の「六一一般事業主行動計画の内容に関する事項」に掲載されている項目を参考に、行動計画の目標を設定しましょう。目標はいくつでも設定できます。
 - z目標は可能な限り、定量的な数値目標としましょう。
(例：平成〇年までに育児休業取得率を男性〇%、女性△%とする)
 - z「制度の導入」を目標とする場合は、関係法令で定めている最低基準を目標とするのではなく、それを上回る水準にしましょう。(関係法令で定めている最低基準の制度導入を目標にしている場合、それを達成していても、認定基準を満たしません。)
- 目標を達成するための対策とその実施時期を定める。
 - なお、計画期間終了後に、くるみん認定を希望される場合は、9～14ページに記載してある認定基準を踏まえて、行動計画を策定してください。
 - また、くるみん認定を受けた企業で、計画期間終了後に、プラチナくるみん認定を希望される場合は、17～20ページに記載してある特例認定基準を踏まえて、行動計画を策定してください。
 - 次世代育成支援対策に資する一定の資産について、あらかじめ行動計画に記載しておくことで、平成27年度から平成29年度に認定等を受けた場合、税制優遇の対象となります。(27～28ページ参照)

